一般送配電事業者における中立性・信頼性確保のための対応に係る報告について

当社は、今般の一般送配電事業者が管理する託送システムにおいて新電力の顧客情報が特定関係事業者から閲覧可能な状態に置かれていた事案や、一般送配電事業者の保有情報の不適切取扱い事案といった、電力システムにおける不可欠な基盤である一般送配電事業者の中立性に懸念を生じさせる事案が発生したことを踏まえ、資源エネルギー庁から令和5年2月10日付で「一般送配電事業者における中立性・信頼性確保のための対応について(緊急指示)」(20230209 資電部第1号)を受領いたしました。

これを受け、当社は、一般送配電事業者の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守への 取組み、ならびに法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備について、本 日、資源エネルギー庁へ報告しましたのでお知らせいたします。

当社といたしましては、今般の一般送配電事業者における不適切な事象について、中立 性・信頼性を損なう重大な事態であると重く受け止めております。

当社は、社員一人一人の法令等遵守の意識を高めるとともに、今回報告しました組織・体制、仕組みについてさらなる高度化を目指すべく、外部専門家の助言をいただきながら体制強化に向けた取組みを行い、一般送配電事業者の中立性・信頼性の確保に努めてまいります。

(別紙) 緊急指示に対する報告の概要

以上

2023年2月10日付で資源エネルギー庁よりご指示を受けました「一般送配電事業者における中立性・信頼性確保のための対応について(緊急指示)」(20230209資電部第1号)に関する当社の検討進捗状況について、以下の通り報告しました。

## ■「一般送配電事業の中立性・信頼性の前提となる法令等遵守」に関する報告

非公開情報の管理の用に供するシステム(以下、「システム」といいます。)については、アクセス権限付与や符号化処理の適正化を確認し、サンプリングにてログ解析を実施します。また、当社託送供給等部門と小売部門が共用するシステムについては、新電力情報の符号化処理の徹底を図るとともに、新電力情報を小売部門の者がアクセスできないシステムとします。関連システムのID等の管理及び許可された者以外のアクセス禁止の周知徹底に取組み、情報の厳格管理を図ります。

## ■ 「法令等遵守の確実化のための組織・体制、仕組みの整備」に関する報告

法令(行為規制)遵守の確実性を担保するため、3層構造の複層的なリスク管理体制の機能強化を図り、定常的な監視を行います。また、既存の「行為規制委員会」の機能強化に加え、新たに代表者直轄組織となる「行為規制コンプライアンス委員会」を設置し、監視体制の強化を図ります。

## ■ 「組織・体制、仕組みを高度化するため、外部専門家によるチェック体制の構築」に関する報告

外部専門家を委員に含む「行為規制コンプライアンス委員会」の設置やシステム監査の外部委託 (検討中)を行うなど、法令(行為規制)遵守に関する指導・助言等を行う仕組みを構築し、 監視体制の強化に向け取組んでいきます。

## 法令 (行為規制) 遵守体制

